

添付資料 1

新エネルギー等電気相当量売電に関する収入(RPS収入)に関する取り扱いについて

今回の事業における売電収入については、要求水準書 4 ページにおいて「新エネルギー等電気相当量を含む。」としておりますが、入札価格には当該電気に係る収入を含めないことの周知が出来ておりませんでした。また、8月26日に成立した「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の来年7月1日の公布により、廃棄物発電が再生可能エネルギー電気の対象となった場合にはRPS法と同様に売電単価が上乘せされる可能性があるため、売電収入及び売電単価の扱いについては以下の方針とします。

- ・ 売電収入については、入札時にはRPS収入は見込まないで算定することとします。
- ・ 事業費の間違いを防ぐため、事業計画書様式15号-12中のRPS単価は0円/kWh、毎月のRPS収入については0円とし、売電収入は電気事業者の新エネルギーを含まない場合の余剰電力購入単価のみで算定を行なってください。なお、この場合の余剰電力購入単価については根拠資料を別途添付してください。
- ・ 「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行によるRPS法の動向に合わせて、電気事業者との売電契約が整った段階で協議の上、事業計画上の売電収入を見直し**契約変更**します。
- ・ 契約変更に伴う変更増減額は
 $(\text{再エネ法を反映した売電単価} - \text{入札時売電単価}) \times (\text{計画売電量})$
をもって算出するものとし、実績売電量と計画売電量の差分によって生じる収入については、すべて事業者に帰属するものとします。

売電収入取扱イメージ図

